

会 議 録

会議名 (審議会等名)	動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会 (第 1 回)		
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 4 7 (直通)		
開催日時	令和 5 年 8 月 1 5 日 (火) 9 時 3 0 分 ~ 1 1 時		
開催場所	ウェルネスさがみはら A 館 3 階 一般健診室		
出席者	委 員	8 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	6 人 (保健衛生部長、生活衛生課長、他 4 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 委員長を選任について 3 動物の多頭飼育に係る届出について 4 閉会		

審 議 経 過

委員の委嘱に続いて第1回会議が開催された。主な発言は以下のとおり

1 開 会

保健衛生部長あいさつ、事務局より、本委員会設置目的等の説明、委員の自己紹介を行った。

2 委員長を選任について

動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会規則に基づき、委員の互選により高木委員を委員長に選任した。

3 動物の多頭飼育に係る届出について

事務局より、届出制度検討の背景・目的、他自治体における状況、委員会における検討事項、スケジュールについて説明を行った。

(事務局より資料により説明)

事務局案として「動物の愛護及び管理に関する条例」を改正して届出制度を設けること、検討事項として先に①対象動物②対象頭数③罰則規定について審議してほしい旨を示した。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

(中里委員)

多頭飼育問題を解消するために届出制度が機能しなければならない。届出に限らず許可あるいは登録という考え方も検討していくか。

(事務局)

まずは法令で規定される届出制度をいかに実効性を持たせて機能できるかを考えていきたい。

許可となると、多頭の動物を飼育することを禁止した上でその禁止行為を解除することになる。

ペットについては、一般的に自由に飼うことができるので、一定の根拠をもって多頭の動物の飼育を禁止すること、また許可の基準を設定することは困難あると考える。

(大木委員)

資料の中で民生委員の表記があるが、民生委員83名が決まっており、各自治会が推薦している。

民生委員の訪問で多頭飼育を発見することはあると思うが、苦情は自治会に入る

ことが考えられるため、自治会と民生委員が共有するようにしないと、発見から取り組みまでが難しいと考える。

民生委員は1人あたり100名以上抱えていることもある。自治会連合会を通じて自治会に対し発見したときにはどのようなすればいいかを示していただけるとよい。

(中里委員)

各自治体の状況について、導入していない自治体は問題が起きていないから導入していないのか。導入自治体は多頭飼育崩壊が起きていないのかどうか。

(石丸委員)

相模原市だけでなくいろいろな自治体から相談がある。

神奈川県は、届出制度があるが、罰則がなく、訪問しても対象者に会えず指導ができないなど機能していないと考えている。

頭数が少ないうちに対策をとるよう懇話会で意見をした経過がある。

(事務局)

他自治体の状況は、様々であり、届出制度がなくとも、他の手法によって取り組んでいる自治体や多頭飼育崩壊が表面化していないだけの自治体もあると思われる。

(中里委員)

これから届出制度を導入した場合に、何をチェックすることになるかという趣旨で確認した。

審議事項は次のとおり。

(高木委員長)

事務局から、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例を改正し、届出制度を検討する、併せて、先に審議する事項として対象動物と対象頭数、罰則規定について示された。こちらについて異論はないか。

(大矢委員)

資料の中で、届出の適用除外はペットショップと記載されているがブリーダーはどう考えるのか。

(事務局)

ブリーダーは、動物取扱業であり、ペットショップと同様である。

(大矢委員)

ブリーダーの多頭飼育崩壊も問題となっているが、どう考えていくのか。

ブリーダーが、山中に放棄するような事案が出てきている。そういうことを含めながら、判断をしなければいけない。

(事務局)

届出の目的は、多頭の動物を飼っていることを市が把握することである。

ブリーダーは、動物取扱業として登録があれば市が定期的に立入検査をして、状況を確認していることを補足する。

(大木委員)

資料において多頭飼育の数として、犬猫10頭以上となっていたが、9匹とか、対象からは除外される数の場合にはどういう扱いをするのか。準多頭飼育とか、二段階ぐらい用意することはないのか。

(山本委員)

対象動物、対象頭数、罰則規定以外に、届出事項を加えて検討していただきたい。

(高木委員長)

次回以降もあるので順番に検討する。

まず、対象動物種について、一部の自治体を除いて犬と猫を届出対象としているが、動物種について意見はあるか。

(山本委員)

神奈川県でウサギの多頭飼育崩壊の事例があった。ウサギは繁殖力が強く、リスクがある動物である。

相模原市ではウサギを加えてはどうか。

(石丸委員)

相模原市でウサギ、チンチラなどの小動物を含めた多頭飼育崩壊が1例あった。

(山田委員)

ハムスターも増えるし、鳥類も増える。

広げすぎかもしれないが、他の哺乳類、鳥類も入れていただきたい。

(高木委員長)

ウサギに関しては、臨床をしている立場から、そうだと思う。

(椿委員)

国において、小動物、鳥、ウサギ、ハムスターとか、その管理が問題となり、これから整備されてくると思われる。

鳥やハムスターは何頭が妥当なのか、現段階では、議論が難しいと考える。まずは犬猫について作りながら、今後、課題として考えていくこともできると思う。一気にすべて検討するのは難しい。

(山本委員)

犬猫は難しいが、ウサギなら飼いやすいと、見た目でも飼いはじめる人が増えているので、併せて検討したい。

(石丸委員)

多頭飼育の苦情があったときに、行政に立入権限があることを知らせる補足として何頭以上がよいのかはわからない。

特に相模原市は、犬猫の収容以外はボランティアに連絡が入ることが多いので、事前に行政が把握できるように考えてほしい。

(高木委員長)

条例にただし書きのような形で、対応できるような形にできるか。

(事務局)

条例に立入検査、飼養者の遵守事項、繁殖制限、勧告・命令について規定されている。不適正な飼養のおそれがある場合は現行の条例で対応を行うことができる。

(山田委員)

立入検査を拒んだときの罰則はあるのか。

(事務局)

条例に、立入を拒む、虚偽の答弁をしたときは、罰金に処する規定がある。

(山田委員)

留守などで中に入れられない場合も、罰則規定は適用可能か。

(事務局)

明らかに立入を拒んでいる場合、罰則を適用できると考えている。

(山田委員)

訪問しても出てきてくれないことが続いたら、罰則規定に移行できるのか。

指導を繰り返し、先に進まないことがあるので、確実な形をとってほしい。

(事務局)

調査、指導の進め方にもよる。

様々な関係機関と連携する事例もあり、社会福祉関係者など普段から出入りしている方なら受け入れてもらえる場合、若しくは劣悪な環境で虐待が疑われて、警察と連携する場合など、ケースによって飼い主に対しての指導は工夫が必要である。

(石丸委員)

相模原市の場合、多頭飼育崩壊など緊急時には土日や夜間など柔軟に対応している。

(中里委員)

対象動物の範囲について、展示用、教育研究用、生産を業とするものについての動物は除くということによいか。

(高木委員長)

除かれると考える。

(大木委員)

ウサギは対象としてよいと考える。

以前、近くの小学校でウサギを飼っていて、あっという間に増え、気性が荒くて、触れられるどころではなくて、最終的には飼うのを断念したことがあった。

ウサギは瞬く間に増えることも含めて、何かしらかの注意が必要である。

(高木委員長)

動物種に関して、今後、他の動物を加えた方がよいとなったときは、条例の改正は可能か。

(事務局)

条例については必要に応じて改正していくものと考えている。

(高木委員長)

犬猫から始めて、必要に応じて追加していく考え方と、検討したものを追加するという2つの考え方があるかと思う。

条例を改正し、周知を考えると、範囲を広げるとそれだけ大変になっていくのかなという考え方もある。それを含めて議論いただきたい。

(山田委員)

犬猫に限定するより、ウサギを入れるべきだと思う。

家庭で多くのウサギを飼っている事例は、猫に比べると少ないと思う。

(大矢委員)

ウサギを入れた方がよいと思うが、入れた場合に数をどうするのか。

犬猫で10頭、そこにウサギを足したときに、10頭という数字を入れてしまうと、犬猫の数と比較される可能性がある。例えば犬猫10頭以上、及びウサギ何匹という形とするのか、議論が必要である。

(中里委員)

ハトを含む鳥類の崩壊事例の頻度はどれくらいなのか。

稀なものは取り上げなくてもよいと思う。

(椿委員)

犬猫は多くて年に2回出産する。

ウサギの場合、年に6回出産する。届出したときは10匹であっても、1年後には100とか200匹になっている可能性がある。届出の頻度はどれくらいにするか。

先程、準多頭という話があったが、8匹ならいいのか、そのラインは難しい。

市は、例えば月1回訪問するということができるのか。

犬猫の場合、年2回出産があつて20、30にも増えるが、ある程度警戒できる。

(大矢委員)

説明の中に、変更があつた場合の届出という、その部分での縛りになると思われる。

(山本委員)

ウサギは、現在できていないので、とりあえずは犬猫という考えもあると思うが、神奈川県が把握したときは100何匹だったのが最終的には200匹以上になっていた、そのくらい早い、ということの問題提起した。何かあつたらすぐに条例の

改正に進んでもらえるよう議事録を残してもらいたい。

(高木委員長)

条例に関しては、改正していくことは可能だということで、まずは犬猫で進めて議論をしながら、簡単に答えが出ない問題なので、まずは犬猫で数を考えていくということによろしいか。

(山田委員)

過去5年間、相模原市で、ウサギの多頭の事例はどのくらいあったか。

(事務局)

過去5年間で、ウサギの多頭飼育崩壊事例はない。

苦情相談について、昨年度、犬は500件以上、猫は300件以上という状況でありウサギは10件もないと思われる。

(高木委員長)

続いて対象頭数について、他の自治体においては、犬猫の頭数10頭以上、又は6頭以上を届出対象としている。こちらについてはいかがか。

(山本委員)

(委員が用意した資料より) 多頭飼育崩壊事例では、その中かなり子猫が含まれている。他自治体では生後91日齢未満の子猫は対象としておらず、子猫を除くと、10頭未満での崩壊が起きているという事例がある。

出産と譲渡を繰り返し、10頭で届出をしなければいけないときには、子猫を含め22頭の状況であった。22頭になったときにはもう譲渡が困難である。

成猫10頭で届出は、そのときには20頭ぐらいになっていることもあり、届出をすれば不妊去勢手術をしてくださいと言われるが、手術の費用が負担になる。

多頭飼育をしている人の半数が60歳以上、生活保護を受けている方が全国平均1.7%のなか、多頭飼育者の中だと21.3%と言われており、避妊去勢できない、それが全部ボランティア頼みは、負担になる。5、6頭だったら頭数が少なくて済むので、負担も減る。

対象を10頭としている自治体はどれだけ効果的な届出がされているのか。

平成25年からやっている佐賀県の届出数を聞きたい。

また、91日未満の子猫を対象外としないほしい。

この事例では、母猫は6頭産んでいる、これを除いたら数はもっと減ってしまう。全部で22頭であったが、91日未満を除くと11頭となる。

(石丸委員)

この事例は、妊娠中の猫もいたため、実質30頭の崩壊であった。

レスキューしている最中に出産してしまうこともある。まさか妊娠していないと思われる小さい個体が出産していることもある。

子猫を含めての6頭にすると、ボランティアも行政も指導しやすいと考える。

崩壊事例では、年をとっている子は、人慣れして譲渡しやすく、6か月以上の子は手をかけず放置されているから譲渡しづらいというのがボランティアの経験の中ではある。

(山田委員)

大人の猫が10頭で、不妊していなくて、子猫を除かれたのでは、まったく予防にならない。

10頭では多過ぎる。他の自治体にある6頭で進めるべきと考える。

(高木委員長)

数に関しては、10だと追いつかないという感覚は理解できる。

日齢に関しては、他自治体は91日齢以上が対象なのか。

(山本委員)

91日齢以上が多い。

(高木委員長)

届出までの余裕が必要であるが、91日は長過ぎるという感覚なのか。

(山本委員)

子猫が産まれた時点でハイリスクと考える。

例えば大人の猫を5頭飼っていて、全頭不妊去勢手術しているのと、子猫が産まれた状態で5頭になっているのは、不妊去勢していない子猫が産まれている方がリスクが高い。

子猫を除くというのは、今回の目的の多頭飼育を予防することにはならない。

ちゃんと飼っている人からしたら5頭位と思われるかもしれないが、目的は適正飼育を啓発すること。多頭飼育は届け出るべき課題であると認識してもらい、適正飼育されている方は飼ってもらっていい。

不妊去勢手術をせず6頭以上になるところはハイリスクなので、そのために届出をしてもらう必要がある。

(高木委員長)

全体としては、犬と猫で考えていただきたい。6なのか合わせた数なのか。

(山田委員)

不妊手術をしている証明を付ければ、数に含めないなどの考えもあるか。

(山本委員)

その場合、手術しているかは本人申告か。

(山田委員)

獣医師の診断書を添付する場合は10頭以上の届出でいいとか。

(高木委員長)

我々の立場からは難しいと思われる。

(大矢委員)

数が増える、増えないという問題だけでなく、環境問題を考えなくてはならない。手術していると10頭、していないと6頭というのは、ちょっとずれるのでは。届出と同時に、不妊去勢しましょうと自治体は啓発している。不妊去勢については、違う部分で指導要綱に入ってくるのではないか。

(石丸委員)

多頭飼育崩壊事例では、飼い主は手術していると言うが、実際はしていないことがある。飼い主は手術していると思込んでいる。

(高木委員長)

頭数としては6頭という共通認識があると思うが、犬猫の中身までは、次回引き続き、概ね方向性としてはよいかと考えている。

罰則規定について、意見交換したいがいかがか。

(山田委員)

必ず付けるべき。

(高木委員長)

罰則規定がいないという委員はいないと思うが。後はどの程度のものか。

(石丸委員)

相模原市の多頭飼育崩壊事例で、飼い主が1頭又は何頭かは返してほしいというときに、部屋を片付けさせて、その間ボランティアと市で猫を預かり、返す猫以外は、市の多頭飼育崩壊の助成金で手術の対応をしたことがあった。

罰則の中に手術することを加えられないか。

(山本委員)

届出しなかった場合の罰則なので、過料5万円が一般的では。

罰則の有り無しで重みが違うので、過料を課すべき。

(中里委員)

罰則は、事があってからの対応であって、むしろ問題が起きる前段階に、要件を満たしていない届出を受理していることに起因するのではないか。

問題は受理するときの書類上の記載事項、動物の生態等、人の飼育する要件が適切か、地域に対して逃げた場合や伝染病が生じた場合の対応ができるような地域になっているか、3つの事項の観点からの届出項目を設定し、ある一定のポイントをクリアした時点で受理する。受理した後の罰則ではなく、受理する前の事前チェックが必要である。

(大矢委員)

届け出るときに、環境、保管場所、その他の状況は届出の中に明記されてなければいけないということで、その時点では処理できると思う。

心配なのは、届出が不受理の場合の対応をどうするかを考えなければいけない。

(大木委員)

過料5万円に賛成であるが、罰則が適用される範囲、条件がよくわからない。

どういった場合に対象になるのかはっきりさせた方がよい。

例えば届出そのものを拒否した場合、対象となるのか。

(山田委員)

無届、虚偽、例えば20頭飼っているのに2頭しかいないとって届出を出さなかったときの罰則と考えてよいのでは。

(高木委員長)

行政的には、決まっているようなものでは。

(事務局)

神奈川県条例では、勧告、勧告に従わないときは命令と段階を踏んで、罰則を適用する規定となっている。

(中里委員)

届出をしても記載事項に偽りがあった場合、その偽りは誰がどこでチェックするのか。

(事務局)

届出の内容によって現地調査することが考えられる。

(中里委員)

内容が違っていても受理するのか。

(事務局)

書類を受理するかは、まず形式的に審査し、記載事項が記入されていれば、受理される。その内容については現地調査などで確認される。

(中里委員)

受理要件があるかどうか。

(事務局)

受理する際に、届出事項に入れたり、受けるときに、チェックリストで飼育状況を把握するような方法もあろうかと思われる。

(中里委員)

受理した故に、様々な問題が発生することが考えられる。

予防措置として、受理時に要件を満たしているか、注意点を確認するべきはないか。

(山本委員)

届出自体は、把握することで、届け出なかった場合の過料っていうのは、6頭、7頭いることがわかって、届出していませんでした、過料にあたります、それが過料の役目だと思う。

受理した時は、嘘なのかわからない、届出事項を議論に入れてほしいと言ったが、

その内容が嘘かどうかというのも、事が起きてからわかって、過料の対象になる訳で、事が起きなかったらわからず、虚偽の届出の場合は、過料になることがある一文を入れて、多頭飼育崩壊が起きたときに過料が発生するということも考えられる。

(大矢委員)

届出後に条例第19条の動物愛護監視員のほか、動物愛護推進員、ボランティアに情報が入る、そういう方達が連携しながら、事後の処理をすることになるのではないか、先の先まで心配しては、なかなか進まないのではないかなと思う。

(高木委員長)

今回の議論にあたって、必要な情報などあるか。

(山本委員)

届出制度を設けている他自治体の届出件数、届出制度開始以降の多頭飼育崩壊の件数について、調べていただきたい。

(高木委員長)

次回に持ち越しになった件もあるが、他に意見がなければ、今回出た意見については事務局で取りまとめて、次回示してもらうことでよいか。

本日の会議録の公開については、審議会等公開基準の規定により委員の承認をもって作成し、公開したいが異存ないか。

(異存なしの声)

それでは、これをもって会議を閉会する。

4 閉会

動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会（第1回）出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	高木 哲	麻布大学	委員長	出席
2	石丸 雅代	たんぽぽの里		出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会		出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会		出席
5	加藤 健司	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		欠席
6	椿 直哉	一般社団法人 相模原市獣医師会		出席
7	中里 良治	公 募 委 員		出席
8	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会		出席
9	山本 和子	動物愛護推進員		出席